

契約監視委員会（第9回）議事概要

開催日時	平成23年7月8日（金）午後2時25分～午後5時10分	
場 所	衆議院第二別館5階 会計課入札室	
委 員	委員長 濱 正昭（公認会計士、税理士） 委 員 遠藤 隆志（財団法人公会計研究協会参与） 委 員 山口 剛史（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成22年10月1日から平成23年3月31日まで	
抽出案件	4件（合計）	
一般競争	3件	契約件名 衆議院LAN用サーバ機器一式（平成22年度更改分） 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 264,436,789円 契約締結日 平成22年12月3日
		契約件名 衆議院立法情報ネットワーク用機器等一式 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 61,215,000円 契約締結日 平成23年1月13日
		契約件名 第二別館外2か所内装改修その他工事 契約相手方 株式会社新井組 契約金額 45,150,000円 契約締結日 平成22年10月25日
随意契約	1件	契約件名 衆議院サーバ設備室等整備業務 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 237,300,000円 契約締結日 平成22年12月27日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕</p> <p>契約件名 衆議院LAN用サーバ機器一式(平成22年度更改分)</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 264,436,789円</p> <p>契約締結日 平成22年12月3日</p> <p>・更改前の機器は何年間使用したものか。また、今後の予定についてはどうか。</p> <p>・落札率は64%だが、予定価格と契約金額の乖離についてどう考えているのか。</p> <p>・18年度の機器調達は、本案件と同程度の落札率だったのか。</p> <p>・一般競争入札を実施したのは今回が初めてか。</p> <p>・システム全体を徐々に更改しているのか。</p> <p>・20年度以降の入札も1者入札か。</p> <p>・質問書の提出は5者あったにもかかわらず、提案書の提出は1者になってしまったが、仕様について何か工夫をしたのか。</p> <p>・数量や調達時期に問題はなかったのか。</p>	<p>・更改前の機器は18年度に調達し、4年間使用した。更改後の機器も4年間の使用を想定している。</p> <p>・予定価格を作成する際は、複数者から見積を徴し、その中で最も安価な見積を採用している。その結果、機器は定価の85%、保守業務も定価の90%となっており、予定価格は標準的なものと考えている。落札率との乖離については契約相手方が仕入価格等を抑えた結果と思われる。</p> <p>・随意契約であったこともあるが、本案件ほど低い落札率ではない。</p> <p>・20年度から一般競争入札を実施している。</p> <p>・システムを4グループに分け、4年ごとに順次更改している。</p> <p>・20年度以降、1者入札はないが、競争の結果、本案件の契約相手方が落札している。</p> <p>・日ごろから入札参加者からの質問に対して理解しやすい回答をする。仕様書の意見招請を実施した際には、なるべく寄せられた意見を取り入れる等、仕様書作成において多数の入札参加者を確保できるよう努めている。</p> <p>・機器の納期に余裕をもたせている。</p>

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・入札公告期間は、以前より長く取っていたのか。 ・LAN用サーバ機器の製造に難しい技術を要する等の事情があるのか。 ・本案件の保守業務は、別途契約をするのか。 ・本案件に付随する契約は、ほかにあるのか。 ・契約相手方が本案件に関わるシステムの開発をしたということだが、同者が有利になる、または他者の参入を阻害する要素はあるのか。 ・入札参加要件として競争参加資格のA等級に格付けされた者とあるが、A等級の会社は多いのか。 ・今回1者入札になってしまったが、総合評価落札方式が望ましいのか。 ・総合評価落札方式の調達は、以前から実施していたのか。 ・本案件を総合評価落札方式とすることや、その評価方法について事前に入札参加者に示しているのか。 ・評価結果を入札参加者が知ることはできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若干長く取った。入札公告期間を長くとりすぎると、仕様書の確定から納品までの期間中に調達機器の型式が変更される可能性がある。なるべく最新の機器を仕様書に盛り込みたいとの観点から適切な入札公告期間の設定が必要と考える。 ・そのようなことはない。 ・保守業務は本案件に含まれる。 ・機器の運用業務がある。 ・市販品の調達なので、そのようなことはない。 ・全省庁で有効な統一資格なので、かなりの会社数がある。 ・総合評価落札方式のメリットが大きいと判断した。 ・以前から実施している。政府調達の申合せにより、22年度は予定価格が1億2千万円以上のシステム調達について総合評価落札方式としている。 ・総合評価落札方式で行うことは入札公告で示している。評価方法については入札説明会の配付資料に記載している。 ・入札会場で評価結果を示すほか、入札参加者からの問い合わせにも対応している。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 者入札は防げないのか。 ・ システム機器等の調達とは本案件の契約相手方との契約が多いようだが、他者との契約実績はあるのか。 ・ 総合評価落札方式の評価項目や得点配分については統一的な基準があるのか。 ・ 評価項目数がかなり多いようだが、それが業者の負担になっていないか。 (意見) ・ 日程など募集の方法に工夫の余地があるのではないか。 ・ 複数者を参入させるために総合評価落札方式の機能を効果的に高める工夫をすべきではないか。 ・ 本案件に特殊性があるとは思えないので、1 者入札となってしまった原因の分析をしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件は政府調達の申合せに基づき、入札公告から入札書提出期限まで 50 日程の日数を確保しているが、これを 60 日～70 日と長くとれば入札参加者増の可能性もある。 ・ 国家公務員カードシステムの機器の調達は、他者と契約した。 ・ 統一的な基準はなく調達案件ごとに設定している。ただし、評価項目を必須項目と加点項目に区分することが定められている。 ・ 評価項目が多いのは、必須項目として仕様書で求めている機器の要件を列挙したものであり、入札参加者の負担になることはない。
<p>〔案件 2〕</p> <p>契約件名 衆議院立法情報ネットワーク用機器等一式</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 61,215,000 円</p> <p>契約締結日 平成 23 年 1 月 13 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の購入とあるが、リースにしなかった理由があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リースの場合は、複数年度契約になるため予算上は国庫債務負担行為となるが、その契約期間は 5 か年度以内と定められている。今回調達する機器は、6～7 年間の使用を予定しているため購入とした。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書の受領者が18者、質問書の提出者2者に対し、入札参加者は1者のみだが、入札参加要件が厳しいのか。 ・ 既存のシステムを理解している者に優位性があるのか。 ・ 機器に特殊性があるのか。 ・ 入札参加者を増やす方法はあるのか。 ・ 年末年始をまたぐような業者の繁忙期に調達を行っているが、もう少し余裕をもったスケジュールにできないのか。 ・ 入札説明書の受領者が入札を辞退した場合、その理由を聴取するのか。 ・ 入札公告から質問書の提出までの期間が短いが、この期間を長くすることは可能か。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数者が入札できるような環境を整えていただきたい。 ・ 公告や納入の時期を平準化していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市販品の購入なので厳しくはない。資格要件の審査手続の中で提案書の提出を求めているが、仕様書と合致しているかの確認を行うための資料であり、入札参加者の負担になるようなことはない。 ・ 本案件は機器を購入し納入するだけの契約なので、そのようなことはない。設定や設置は別の業務で行うものである。 ・ 特にない。 ・ 入札公告期間を延ばすなどの方法が考えられる。また、製造ラインの考慮、入札参加者の納入しやすい時期の検討など総合的に考慮する必要がある。 ・ 入札参加者のスケジュールも考慮する等、客観的な視点で日程を決めていきたい。 ・ 理由を聞くこともある。 ・ 検討する。
<p>〔案件3〕</p> <p>契約件名 第二別館外2か所内装改修 その他工事</p> <p>契約相手方 株式会社新井組</p> <p>契約金額 45,150,000円</p> <p>契約締結日 平成22年10月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手方とは本案件以外での契約実績はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度はないが、過去に数件の契約実績がある。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ その契約実績は改修工事なのか。 ・ 改修工事は毎年必ずあるのか。 ・ 入札参加要件として競争参加資格のB等級に格付けされた者とあるが、B等級の会社というのは何者あるのか。 ・ 1者入札となった原因はどこにあると思うか。 ・ 工期に対してB等級の工事規模では魅力がなかったとのことだが、C等級に広げることではできなかったのか。 ・ 工事の難易度は高いのか。 ・ 5か月の工期というのは衆議院が判断したのか、契約相手方が判断したのか。 ・ 工期は入札公告で示すのか。 ・ 入札を2回実施したのは、1回目の入札で予定価格に合致しなかったからか。 ・ 入札金額が予定価格を超過した場合、超過した金額を告げるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。 ・ 毎年実施している。本案件は新議員会館の完成に伴う部課室の移転のため改修工事を実施したものである。 ・ 54者である。 ・ 建物を使用しながらの工事であること、5か月間という工事規模に対して工期が長いこと。また、工事内容は難しいものではなく参加可能な業者も多かったが、公共工事が多い時期であったことなどから本案件に対する魅力が相対的に低下したものである。 ・ 等級は予定価格に基づき決定しており、本案件の予定価格はA等級に近い金額のため、広げるとすればA等級である。また、入札参加者が少なくなる可能性を考慮し、工事の難易度などを見ながら等級を広げることとも考えられるが、基本的には予定価格で判断すべきと考えている。 ・ 建築、電気、機械工事を含むため、その調整はあるが全体としては難しい工事ではない。 ・ 本院が判断した。 ・ 入札公告では、大体の工期と竣工時期を示している。 ・ 1回目の入札では入札金額が予定価格を超過していたので、2回目の入札を実施した。 ・ 予定価格を告げることはない。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・新聞に入札公告を掲載しているということだが、どのようなものか。 ・22年度の工事において本案件以外に1者入札になった案件はあるのか。 ・工期が長くなると予定価格が実態と乖離してしまうのか。 ・入札説明書を取りに来た者が契約相手方以外になかったとのことだが、この結果についてどう考えるか。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の新基準を活用し、より間接費を実態に近い算出にすることで、入札参加者を増やしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工業新聞などの専門紙に入札公告の概要を掲載している。 ・建築工事に限れば、1者入札は本案件のみである。 ・工期が長くなると、直接工事費は変わらないが、間接費が高くなるため乖離が生じる。しかし、4月に国土交通省の公共建築工事積算基準が改定され予定価格を定める際に工期が加味され易くなったので今後改善される可能性もある。 ・新聞広告を掲載するほか、工事予定の事前公表もしていることから周知はされていたと思う。工事の少ない4月に発注すれば入札参加者が増えたことも考えられるが、日程の都合上、10月に発注せざるを得なかった。
<p>〔案件4〕</p> <p>契約件名 衆議院サーバ設備室等整備業務</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 237,300,000円</p> <p>契約締結日 平成22年12月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が98%だが、理由は何か。工数計算を行うと近い値になるのか。 ・査定率はどう定めるのか。 ・工数計算の妥当性や見積の査定について、他者が履行した類似案件を参考にすることはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の作成に際し、契約相手方から参考見積を徴し工数を精査する。その後に契約相手方から本見積を徴し、交渉の上、契約するので近い値になるのではないか。 ・ヒアリングを行い決定する。 ・他者の事例はないが、契約相手方から類似案件の資料を取り寄せることはある。

意見・質問	回 答
<p>・競争性を確保する方策はあるのか。</p> <p>・1者のみの見積は適切なのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・契約相手方が運用する既存システムの構築業務なので随意契約は止むを得ないが、契約や査定に透明性を持たせる余地について検討していただきたい。</p> <p>・設計業務と工事業務を分離発注した事例を参考に、今後も一般競争入札をより積極的に取り入れていただきたい。</p>	<p>・政府の方針として、システム調達ではプロジェクトを分離して発注することを原則としており、本院でもそれに倣っている。本案件では、物品調達を一般競争入札として分離発注した。ほかの事例では、新議員会館のネットワーク構築工事の際に設計業務は本案件の契約相手方と随意契約を締結し、その構築工事については設計者を排除した上で一般競争入札とした事例もあり、競争性の確保に努めているところである。</p> <p>・見積を複数者から徴する場合、契約相手方以外の者に詳細な情報を開示する必要が生じるため、セキュリティー上問題となる。したがって複数者から見積を徴することは難しい。</p>